（昭和二十一年三月六日 第三種郵便物認可）　昭和二十一年四月一日　勤勞タイムス　KINRŌTAIMUSU　【改題】第九號（一）

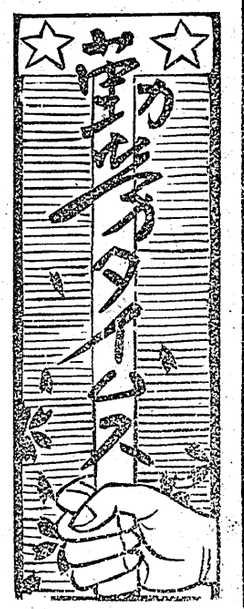

旬刊

勤勞タイムス

毎月二回一日一五日發行
定價　一部二十五錢　一ヶ月五十錢
廣告　一行一圓　場所指定五十錢增
福島縣平市大町八番地
編輯兼發行印刷人　木村安次

祖國再建の鍵

四月十日總選擧執行

我が日本は第二次世界大戰に於て完全に敗北した、そしてポツタム宣言の條項を忠實に履行することになつた、ポツタム宣言は平和的民主主義的國家として新日本建設に進發すべき事を條項として要求してゐる、今次の選擧はかかる政府の樹立に必要は代議士を決めるため國民に與へられた絶好の機會である、總選擧の結果を見なければ判明しないとしても吾等選擧民は此の責任政治の具現のために自由にして正しく、そして明朗にして良心的な選擧をすべきである

●選擧權と被選擧權

民主主義の總選擧として選擧權の大擴張が實現した、即ち年令を二十才までに引下げ、更に婦人にも男子同樣の選擧權を與へられた、又被選擧權は二十五才からの男女と改正されたが、此の趣旨は新しい有權の選擧參加によつて選擧場裡に、また政界に潑剌たる新生面を展くことが出來ようといふにある

●選擧公營とは

選擧期日前に選擧公報が各家庭に配布されます、此の公報には議員候補者の政見等を掲載して發行されますが、其の內容は區々なるものと思はれます故に必ず熟續吟味して祖國再建興隆のためにはずかしからぬ吾等の代表を選ばなければならぬ、尙候補者の公告は新聞折込と投票所の入口や各市町村の掲示場等にも掲げられますから、立派な選擧を行ふやうに努めて貰ひたい

●投票と開票

選擧は投票によつて行はれ一人一票です、選擧期日が告示された本月の十日の午前七時から午後六時迄所定の場所に設けられた投票場に行つて投票せねばならぬ、自分で候補者の名前の書けぬ者や代人は投票出來ませんが貴重の選擧權は各自の責任に於て放棄せぬ樣せられたい而して今度は制限連記投票と云つて三人以內の候補者の氏名を記載して投票するわけです、そこで候補者以外の氏名や他事を書き入れた投票は無効になりますから必ず候補者だけ記入することに注意されたい、開票は各市町村毎に投票の翌日行はれます

立候者數　議員定數の七八倍

本縣で當選確實の得票は

民主日本の再建に重大役割を演ずる衆議院議員の總選擧はいよ〳〵本月十日行はれることになり三月十一日以後立候補届出が開始され各黨の激しい選擧戰の序幕は切つて落された、十日現在で確認書を交付された三千四十五名と衆議院議員定數の比は七倍で立候補者乱立の狀態を呈し、各選擧區とも確認書受領者と議員定數の比較は平均七倍乃至八倍である、しかして各選擧區における人口に對し議員定數よりみた當選圈內に入る法定得票數は單記の場合に比較して連記の場合に比較して連記では二倍乃至三倍となつてゐる最も多く得票數を得なければ當選圈內に入らない選擧區は愛知第一區で九六八六七以上次で東京第二區の九六七九六最も少くてよい、選擧區は神奈川縣で三七三一三であるしかしてこれは人口に對する得票數の割合であるので實際には立候補者數で確定した上でなければ正確な得票數は判らぬが大体において連記制に於て東京第一區では六萬票以上同第二區では九萬六千票以上の得票數を得なければ當選圈內に入らない事になつてゐた、福島縣では何程位の得票數で當選圈內に入るかと云ふに大体約二一、一〇〇票以上の得票を得れば當選確實と觀られてゐる

目指す　民主議會の誕生

資格確認二千九百六十五名

三月十二日から立候補受付開始

政府は愈々豫定の方針とを以て衆議院議員總選擧を施行することゝなり十一日詔書が交布された、斯て十二日午前〇時を期して立候補届出の受付を開始し新生民主議會の誕生を目ざす逐鹿戰が展開されるわけであるが

今回の總選擧は改正選擧法により有權者の年令の低下、女子參政權の確立など畫期的な條件のもと更に一月四日マ司令部の追放令により立候補者のうちから軍國主義的分子を一掃して世界各國注視の內に斷行される事になり、其成果は再建日本の將來を左右する程の重大意義を持ちものであることは云ふまでもない

然してこの軍國主義分子一掃のため政府が立候補者の資格調査を行つて來たが二月六日の申請審査受付開始以來本月十日現在まで受理した件數は二千二百九十五件、其內確認書を交付されたものが二千〇四十五件、申請者自身追放令にふれることを判斷して途中から取り下げたものが百三十八件審査中のものが十四件であり、其結果追放令に抵觸し不確認となつたものが九十八件であることが判明した尙內務省では選擧期日の告示後といへども資格確認の申請受付を行つてゐるが今かりに確認書を交付された二千九百六十五名が今回の總選擧に全部立候補するとすれば全國議員の定員數四百六十八名に對し六倍半强となり議會開設以來最大の比率といはれた昭和十七年の總選擧に於ける二倍强に比しても約三倍の比率となり早くも空前の激戰が豫想される

總選擧には

かうして投票しやう　始めて有權者となられた方方のために

一、誰に投票するか議員候補者に投票する、如何程信賴する人であつてもそれが議員候補者でなければ投票しても無効になります

二、議員候補者はどんな人か選擧長（知事）に對し自ら届出たる者か或は選擧人から議員候補者として推薦届出せられたる人を指します

三、議員候補者は誰々であるかをどうして知るか、選擧の前日までに各世帶主に配布せられる選擧公報新聞折込による公告投票所の入口其の他見易い場所に出される氏名掲示等によつて知る事が出來ます、又議員候補者の演說會や其の廣告によつても知る事が出來よう、議員候補者は誰々でどんな人であるかと充分知つて自分の投票すべき人を決定する事は投票上重大な事柄である

四、投票日は何日か四月十日であります

五、投票の時刻は何時か午前七時から午後六時までであります

六、投票はどこで行ふか投票所は其市町村の役場學校等に設けられる、其場所は投票管理者（市町村長）が告示することになつてゐる

七、とう票は必ず自分で行つて投票せねばならぬ代理人は駄目で、大病でどうしてもとう票所に行けぬ場合は遺憾ながら棄權する外有りません

從來の選擧ては老人や足の惡い人も他に援けられ又病苦を押して投票に行つた例等澤山ありました

八、投票所には何を持つて行かねはならないか投票入場券が配布せられますから其入場券を持參して下さい

九、投票所へ行くと先づどんな事をするのか

とう票所の受付で入場券を示すと係員が選擧人名簿と對照しとう票用紙を渡すから其を受取ります

十、其からどうするのか

投票記載所へ行き議員候補者の氏名を記載します

十一、其の際の筆記用具を持つて行かねばならぬか

とう票所には筆や鉛筆を備へてあるから其必要はありませんが持參したペンや鉛筆で書ても差支ありません、又盲人は点字で書いても差支ない事になつてゐますが其の際はとう票管理者（市町村長）に對し其の旨申出ることが必要です

十二、とう票用紙に書く議員候補者の氏名は何名か

今回の總選擧は制限連記制といつて福島縣では三名書くことになつてゐます、とう票用紙を開くと三名を記載するように枠が三ツあるから其枠の中へ正しく三名の議員候補者の氏名を書き入ます

十三、議員候補者の氏名以外のことを書いてはいけないか

議員候補者の氏名を書けばそれでよいのだから他事を書かぬこと、但し官位、職業、身分、住居、敬稱等は書ても無効にはならぬ、其以外の他事記入はとう票が無効になるから折角の選擧權も無効になります、とう票する自分の氏名を書いたり自書しない氏名等は勿論無効になります

十四、議員候補者の氏名は假名で書いてもよいか

勿論假名で書いてもよい平假名でも片假名でもどちらも差支ありません

十五、とう票函にとう入し出口より退出します、之でとう票は全部終了したのであります

十六、衆議院議員の定數は何名か

福島縣は十三名（從來は十一名）で全國の總數は四百六十八名となつてゐます

全國一の激戰は東京第二區
廿臺候補三十六名

確認名簿が十日やつと發見された、此までの記錄を破つて三千四十五名、まだ申請者が後から〳〵と續き結局締切までは三千四百名位にならう〳〵此等の人々が國民の代表を目さして四百六十八の議席を爭うから七人に一人の割合に當選するのだ、政黨の看板を拾つても四大政黨の外に六十余の群小政黨を數へ、候補者の顏ぶれもまた總勢七十四名の婦人候補を交へて新人ばかりで區區、身代り候補、これまでの落第候補選擧ぶとりをねらう惡質候補さては破廉恥罪で獄舍につながれたものまでにぎはしく出陣してゐる新生議會は新しく內閣總理大臣を選ふ權限が與へられる、從つて政治の方向は選擧の一票で決まるのだ、札付候補や買名候補便乘候補や無力候補は人民の監視できれに一掃して新發足の第一ペイジを飾らなければならぬ、以下確認名簿を一覽してみよう

追放令の旗風を喰つて舊勢力の知名の顏は消え一躍第一黨をねらふ社界黨と共產黨の首腦組が大くされ階級層がはつきり目立てゐる、政黨人を別としては東大教授田邊忠男天文學山本一清、元京大教授で船田中氏のあとをつぐ船田亨二、作家の石川達三、中野重治、憲法學者の大谷美隆、元保險院長官具詮三、日活社長堀久作の諸氏ぐらいで昔藝名をうたはれた鈴木傳明、淺岡信夫兩氏も出馬あとの無名の新人オンパレート、婦人候補は一縣一人位の候補が出たら大成功と噂されてゐたが、どうして七十四名一番の激戰地は東京第二區、定員十二名を爭つて實に百五十名が顏を揃へて十二名强でたつた、一人の國民の代表である年令別に見ると四十臺が斷然多く廿臺の初陣は卅六名中でも東京第二區の天野公義（自由）君は去る三月三日で滿廿五才長野縣の松永仁人君も同年の廿六才最高は尾崎行雄氏の八十八才、職業別をのぞくと斷然多へのは縣會議員、町會議員の肩書を持つ地方の政客、變り種のなかに夫婦揃つて立つもの六組ひどいのになると前科六犯とか無期徵役、强姦致傷罪などの惡歷をもつた人々もをり嚴格な國民監視こそ新日本の將來を左右するポイントあらう

投票日は休日

四月十日の總選擧とう票日は水曜日に當り棄權する向きも考へられるので十二日の閣議で此日を特に休暇日とすることに決定した

これまでのせん擧では官廳、會社、工場などの勤人はとう票の爲半休となるのがならはしであつたが、こんどは家庭を守る主婦もとう票に出向くので夫が留守の出來るやうに休暇ときめたもの此の場合俸給、給料、手當などの支給は勤務したものとして取扱ふ、また學校も休日とし兒童、生徒學生を通じて棄權防止を徹底させる

法定選擧費 二萬一千圓

十一日の選擧告示當日現在の有權者は（福島縣）九十一萬七千七百六十九名で立候補資格確認書を受領した九十一名が全部立候補するとすればせん擧運動費用は一人二萬一千百七十九圓二十八錢、合計九十三萬七千三百十四圓八十四錢となるがおそらく丸公でせん擧を打てるものは殆んどなく大体四倍と見てもこゝ一ヶ月間に六百萬圓近い札束が飛ふ勘定だ

尙四月十日のとう票日廿日前までに復員または外地より引揚げる本縣のせん擧有權者は約二萬五千名前後と見られこれたけ增加するものと豫想される

牛一頭から三万人分
痘苗製造に大童の傳研支所

最近流行の天然痘は猛烈な勢で殖える一方の同病と四ツに組んで傳研本縣支所ではいま痘苗二千萬人分の製造に全力をあげてゐる、閉鎖された朝鮮の仁川支所に代つて昨年二月開設した戰時中痘苗供給所として活躍してゐたが終戰と同時に增加した需要を滿すため福島競馬場內の作業場を四棟に增加した外市外野田村の鈴木牧場も借りうけて大擴張を行つた牛も縣農業會と契約して縣下はもちろん近接縣から約一千頭の牛を借り受けて今年中には二千萬人分を製造すると意氣込んでゐる

作業所には二台の寢台に仰むけにしばりつけられた牛の腹部の毛をきれいに悌り上げたうい皮一面に縛へ傷をつけこゝにとう苗を殖いつけ移殖が終ると大きな腹卷のやうなホータイをして厩舍へかへす此大手術が一日卅頭づつ行はれてゐる、然して其牛が約四十五度の熱を出し發疹が熟しれころ此の膿をかきとることこれが「痘苗のもと」になる

普通一頭から六千グラムの膿がとれ三萬人分位の痘苗になる

初の內は牛を貸すのをこはがつてゐたが近頃は農家も理解して約二週間でケロリと癒つてしかも三百五十圓の稼きをもつて歸つて來る牛を喜んで迎ひに來る樣になつたと係員は語つてゐる

勞務者の報酬
や車馬賃其他決る

縣警察部より十三日選擧運動の勞務者の報酬や車馬賃を次の樣に決定發表した

◎辨當は朝と晝食が一圓五十錢づゞ、夕食二圓

宿泊料金は茶代稅金を加へて一泊卅圓以內

◎茶菓料勞務者一人當り一日一圓以內

◎勞務者報酬辨當持參で一日十三圓以內、但し夜間まで引續き使用の場合は一圓以內增額

◎自動車は現在の丸公運賃とす、尙トラックや馬車を使用の場合は一車又は一台貸切りで荷扱の料金となるほか自動車馬を使用しても前記の使用料金を選擧費用に加算しないと違反になるから注意を要する

社會の推奬を受ける
富士興業株式會社

平市に本社を有する富士興業株式會社では終戰後は平和產業に轉還し、池崎所長以下從業員一同が一心同体となり專心業務に精勵し且つ勞働者組合を組織し上下共に他の模範として推奬されてゐる、過般從業員慰安のため從業員中より有藝の士を募り藝能會を組織しこの程平公會堂日本間に於て演藝會を催し從業員の家族を招待して一日の慰安會を開催して婦女子を慰める等他の範とするに足るものがあるので同業者は勿論一般世の注目を惹いてゐる

（勞働組合長武石不二夫）

醫師の自肅料金勵行
保險診療は約三倍に引上

厚生省では醫師の診療拒否物品高額料金の要求などを撲滅するため一般診療費を日本醫師會の自肅料金にまで大幅に引下げるとゝもに從來とかく開業醫に嫌はれがらであつた保險診料金從來の約三倍に引上げ一般診療料金と保險診療料金を一元化することになり本日より實施される

其によると一点單價を甲地（六大都市）一圓五十錢、乙地（其他の都市）一圓三十錢、丙地（郡部）一圓となるが國民保險被保險者の掛金は從來の二、五倍となり健康保險被保險者の掛金は從來と變りがないなを一般開業醫の自肅診療の主なものは

◎初診療甲地六圓、乙地五圓三十錢、丙地四圓

◎普通內服藥一日分甲地一圓五十錢、乙地一圓卅錢丙地一圓

◎入院料三等甲地廿二圓五十錢、乙地十九圓五十錢丙地十五圓、日本醫師會が自肅的に實施して違反者には除名處分を行ひ藥品の配給などを中止すると

全國に天然痘癈疹チブス蔓延
厚生省防疫に必死

天然痘は十五日現在で全國で七千九百廿九名、癈疹チブスが六千八百廿一名に達し蔓延狀態は大都市から次第に農村にと及び大阪、兵庫、京都などでは遂に强制種痘令が發せられ、全國的に至急豫防措置をとらねばならぬ狀態にあるので厚生省では關係各省の協力を求め防疫對策に萬全を期することゝなつた、此の爲め來る六月末までに臨時種痘を完了し、毎週一回入浴出來る樣に全國的に公衆浴場を增設し、石鹼などの配給も圓滑に行ふ又消毒班を新設して留置場、刑務所その他勞働者共同宿泊所などの消毒及清潔の徹底化を圖る

罹病者は中年の男女お用心

天然痘や癈疹チブスの罹病者は男女共に年令は四十一より四十六才、卅六—四十才、廿一—廿五才で中年がかゝり易く幼兒や老人には少い、發病決定までの期間男女共平均六日間、なかには廿四日間といふのもある癈疹チブスも前同樣で遲いのは一ヶ月といふのがある天然痘に比べて死亡率が高く約二十%を示してゐる

不德醫師取締り

種痘一回五圓、十圓の高い處置料をとる不德な醫師がだん〳〵ふい防疫の徹底上からもすてゝをけぬ問題となつてゐる、しかも現在これを取締る法規がない厚生省では日本醫師會の自肅をまつてゐるがこんごも斯樣な醫師が續出するときは何等かの處置をとる樣に目下研究中である、とう苗は原價一人分廿錢で消毒其他處置料を加算しても一人一圓から二圓程度が妥當な價格だと同省では見てゐる